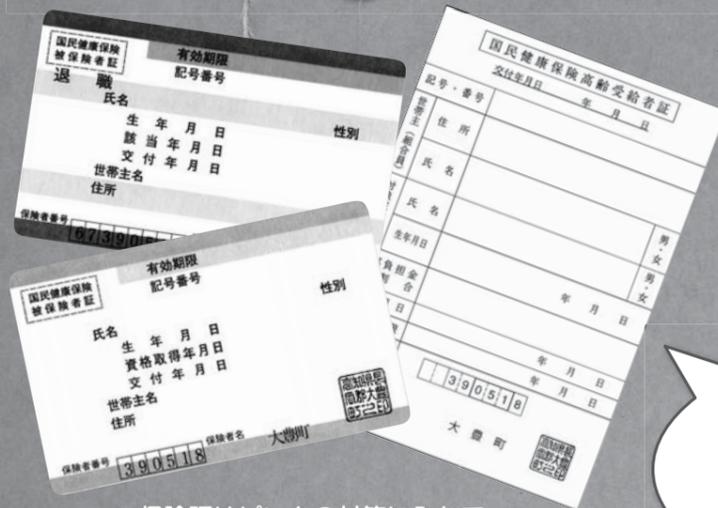


いざというときにあなたを守る

国民健康保険



※保険証はピンクの封筒に入れて世帯全員分を一つの封筒で郵送します。重なっている場合があるのでご注意ください！

国民健康保険は、相互扶助の精神に基づき、病気やけがをしたときに、その経済的な負担を軽減し、安心して治療が受けられるための助け合いの制度です。
ほかの健康保険(協会けんぽ、共済組合など)、後期高齢者医療制度に加入している人や、生活保護を受けている人を除くすべての人は、国民健康保険に加入しなければなりません(外国人登録をしていて、在留資格が1年以上ある外国人も含まれます)。

平成24年度の新しい
保険証(一般・緑色、退職・青色)
高齢受給者証(ピンク色)を
3月下旬に郵送します

国民健康保険の届け出はお早めに！

職場の健康保険の加入・脱退はその担当者が手続きをしてくれますが、国保の場合は各自(世帯主)の責任で行わなければなりません。

	こんなとき	持参するもの
国保に加入するとき	大豊町に転入したとき	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書、印鑑 (加入する方が60~64歳の場合：年金証書)
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	任意継続が切れたとき	
	子どもが生まれたとき	母子手帳、印鑑、世帯主の通帳
国保を脱退するとき	生活保護が廃止されたとき	生活保護廃止決定通知書、印鑑
	他市町村に転出するとき	被保険者証(※)、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保(※)と職場の両方の被保険者証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
その他	死亡したとき	被保険者証(※)、印鑑
	生活保護が開始されたとき	生活保護決定通知書、印鑑
	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、被保険者証、印鑑
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証、印鑑
	保険証をなくしたとき	身分を証明するもの、印鑑
	修学のため親元を離れるとき	在学証明書、被保険者証、印鑑

(※)高齢受給者証が交付されている方はお持ちください。

加入・喪失の手続きは14日以内に必ず届け出をしてください。

1 加入の手続きが14日以内にされない場合

特別な理由がない限り、手続きをした月の初日より前の医療費は全額自己負担になります。

また、国保税は届け出をした月からではなく、国民健康保険に加入する資格を得た月までさかのぼって納めることとなります(最高3年間)。

2 喪失の手続きが遅れた場合

職場の健康保険に加入後、国民健康保険証を使用して受診をした場合、国民健康保険負担分の医療費を返還していただくこととなります。また、国保税と職場の健康保険の保険料を二重に払ってしまう場合があります。

医療機関にも保険変更の届け出を

職場の健康保険等は資格の取得日がさかのぼることがあります。このため、新しい保険証が交付されるまでの間に、国民健康保険証を使って医療機関で受診している場合は、至急、保険の変更を医療機関に届け出てください。

医療費の一部負担金の減免等について

国民健康保険の被保険者の方が次のような理由により、医療費の支払いが困難と認められるときは、世帯主の申請により医療費の一部負担金(自己負担額)について、減免や徴収猶予が受けられる場合があります。

《減免等の要件》

- ①震災、風水害、火災などにより資産に重大な損害を受けたとき
- ②災害による農作物の不作、不漁等により収入が著しく減少したとき
- ③事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき

《適用期間》

審査の結果、認められた場合、徴収猶予は6カ月以内を限度として適用することができます。減免等は1カ月単位の更新制で原則3カ月を限度として適用することができます。



国民健康保険および後期高齢者医療被保険者で高額な外来診療を受ける皆さんへ

4月1日から「限度額適用認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。(窓口支払いの上限額(月当たり)は、所得に応じて異なります。)

高額な外来診療受診者		事前の手続き	病院・薬局などで
国民健康保険	70歳未満の方	「限度額適用認定証」の交付を申請してください。	「限度額適用認定証」を窓口提示してください。
	70歳以上の非課税世帯等の方		
後期高齢者医療制度	75歳以上で、非課税世帯等の方	「限度額適用認定証」の交付を申請してください。	「限度額適用認定証」を窓口提示してください。

- 「限度額適用認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日支給されます。)
- 平成24年3月31日以前に交付された「限度額適用認定証」は有効期限まで使用することができます。
- 70歳以上の課税世帯等の方は「限度額適用認定証」の交付対象にはなりませんので、事前の手続きは必要ありません。